

「コメ EXPO in 泉大津 2026」企画・運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

昨今の物価高騰の中でも、主食である米の価格については、令和6年以降、店頭小売価格が上昇し、その後も高止まりの状況が続いており、現在においても市民生活に直接的な影響を及ぼしている。

本市ではこれまで、生産地と消費地が直接つながる「食のダイレクトサプライチェーン」の構築を進め、学校給食やマタニティ応援プロジェクト等を通じて、安定的かつ質の高い米の調達・活用に取り組んできた。

こうした取組を背景として、本事業は、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金の趣旨を踏まえ、物価高騰の影響を受ける市民に対し、米をはじめとした農産物を安価に購入できる機会を提供することで、市民生活の支援を図ることを目的とする。

あわせて、生産者との交流や食に関する情報発信を通じて、市民の食への理解を深めるとともに、子育て世代を含む幅広い世代に対する本市の魅力発信につなげる。

本業務に最適な事業者の選定を行うため、価格のみの競争によらず、企画力等の点から公募型プロポーザル方式を採用し実施する。

2 業務概要

(1) 業務の名称

「コメ EXPO in 泉大津 2026」企画・運営業務

(2) 業務内容

「コメ EXPO in 泉大津 2026」企画・運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(4) 提案限度額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、この金額は提案上限額であり、契約金額と同額ではない。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度の泉大津市入札参加有資格者名簿に登録されているものであること。
- (3) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例1号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。
 - ア 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き

開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者

4 プロポーザル実施スケジュール

項番	手続等	期限等
1	実施要領等公表日	令和 8 年 4 月 6 日（月）
2	質疑書受付期限	令和 8 年 4 月 20 日（月）正午まで
3	質疑回答	令和 8 年 4 月 22 日（水）
4	参加申込書提出期限	令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時 15 分まで
5	参加資格可否通知	令和 8 年 5 月 8 日（金）
6	企画提案書提出期限	令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時 15 分まで
7	辞退届提出期限	令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時 15 分まで
8	1 次審査結果通知及び 2 次審査（プレゼンテーション審査）実施通知	令和 8 年 5 月 21 日（木）
9	2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 5 月 27 日（水）【予定】
10	2 次審査結果通知・公表	令和 8 年 5 月下旬
11	契約締結・業務開始	令和 8 年 5 月下旬

5 参加申込み

「3 参加資格」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下の必要書類をすべて揃えて提出すること。なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないため留意すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 会社概要書（様式 2）
- ③ 業務実績書（様式 3）

ア 令和 5 年 4 月 1 日から実施要領等公表日までの間に受託した本件業務と同種同規模以上の業務実績。

イ 業務実績書記載の契約案件の契約書の写しを添付すること。

ウ 元請けとして契約した業務に限る。

(2) 提出部数

「(1) 提出書類」の①～③を各 1 部提出すること。

(3) 提出方法

令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 5 時 15 分までに事務局へ持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの時間帯に限る。

郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限日必着とする。

(4) 提出書類作成の留意事項

ア 提出された参加申込に関する書類の修正又は変更は出来ない。

イ 提出された参加申込に関する書類は返却しない。

(5) 参加の承認

参加承認の可否については、令和8年5月8日（金）までに、参加申込書に記載された担当者のE-mailアドレスに電子メールで通知する。

6 質疑の提出及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質疑書（様式4）

※電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じない。

(2) 提出方法

令和8年4月20日（月）正午までに、事務局へ電子メールで送信すること。

※件名は「プロポーザル質疑：会社名」と記載すること。

(3) 回答日

令和8年4月22日（水）

(4) 回答方法

各事業者からの質問事項をすべて取りまとめ、泉大津市のホームページにおいて掲示する。

(5) その他

提出期限を過ぎた質問や指定した方法以外による質問には回答しないため留意すること。

7 企画提案書等の提出

参加承認を受けた企画提案者は、別紙1仕様書等に基づき最適な提案を行うものとする。なお提案に当たっては、企画提案書等として以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類・提出部数

① 企画提案届出書（様式5）	正本1部
② 見積書（任意様式、明細書を含むこと）	正本1部
③ 企画提案書兼プレゼンテーション資料（任意様式）	正本1部、副本5部

(2) 提案書類等の作成要領

① 企画提案届出書（様式5）

② 見積書（任意様式、明細書を含むこと）

※明細書には、業務種別ごとの費用の内訳額及び総額、すべての業務費用の総額、消費税及び地方消費税額を含めた総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税を含めた総額は、本実施要領に定める提案限度額までとする。

③ 企画提案書兼プレゼンテーション資料（任意様式）

ア 1者1案とし、プレゼンテーションで使用するもの。

イ A4版、横書き、文字サイズ11ポイント以上、両面印刷で20ページ以内を標準とする。

ウ 表紙をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと。

エ 正本は企画提案者名入りの表紙を付けること。

オ 副本はいずれのページにも企画提案者名及び企画提案者名を類推させるロゴ等を一切記さな

いこと。

カ 以下については必ず記載し、評価項目を踏まえた内容とすること。

(ア) 業務実施の方針・方向性について

(イ) 業務運営体制について

※業務従事人数や責任者の配置体制及び本業務に従事する従事者の経験等を記入すること。

(ウ) 企画内容について

・販売ブースレイアウト及び食育リテラシー向上に向けた体験型コンテンツ等の企画内容

(エ) 広報及び周知方法について

(オ) 本業務スケジュール

※事業開始から事業終了（成果品納品）までを記載すること。

(3) 提出方法

令和8年5月13日（水）午後5時15分までに事務局へ持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、泉大津市役所の閉庁日を除き、平日の午前8時45分から午後5時15分までの時間帯に限る。

郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出期限日必着とする。

(4) 提出書類作成の留意事項

ア 提出された企画提案に関する書類の修正又は変更は認めない。

イ 提出された企画提案に関する書類は返却しない。

ウ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

エ 提案内容は見積書金額内で具体的で実現可能な範囲とし、プロポーザル終了後の契約締結時においては、実現を約束したものとみなす。

8 委託候補者の選定方法

委託候補者の選定にあたっては、「コメEXPO in 泉大津 2026」企画・運營業務事業候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査において、企画提案の内容を公正かつ客観的に評価を行い、次により決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行い、委託候補者としての可否を決定するが、総合点の合計が満点の6割に満たない場合は、委託候補者として認めない。

選定委員会の事務局は、泉大津市市長公室成長戦略課があたる。

(1) 選定方法

選定委員会の委員は、企画提案書の内容について、別紙2「コメEXPO in 泉大津 2026」企画・運營業務事業候補者選定に係る審査基準表（以下「審査基準表」という。）に基づき企画提案者ごとに採点を行う。企画提案者が4者以上あった場合は、「企画提案書兼プレゼンテーション資料（任意様式）」による1次審査（事前書類審査）を実施し、評価の高い上位3者をプレゼンテーション審査の対象とし、当該3者に対してプレゼンテーション審査実施通知（書類審査の結果通知）を行う。

(2) 評価基準

別紙2 審査基準表のとおり

(3) 1次審査の実施

事前書類審査による1次審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加する3者を選定する。ただし、企画提案者が4者未満の場合は1次審査を行わない。

ア 評価方法

(ア) 1次審査の評価は、各委員の得点「基本項目（満点：30点）」、「企画提案項目①（満点：20点）」、「事務局算定項目（満点：20点）」を合計した得点で評価を行う。

なお、1次審査を行わなかった場合は、2次審査において、1次審査の審査項目を併せて審査する。

(イ) 1次審査の合計点の高い上位3者を2次審査（プレゼンテーション審査）対象者とする。

なお、合計点が同点の場合は、次の順で優位に評価するものとする。

1. 【企画提案項目①】の合計得点が高い者
2. 【基本項目】の合計得点が高い者
3. 【事務局算定項目】の合計得点が高い者
4. 提案価格が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

(ウ) 提案限度額を超える経費見積価格を提出した者は評価を行わない。

イ 選定結果の通知

令和8年5月21日（木）

※参加表明書に記載された担当者のE-mailアドレスに電子メールで通知する。

(4) 2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

企画提案書等の記載内容について評価するため、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日時

令和8年5月27日（水）【予定】

※詳細については、令和8年5月21日（木）に通知する。

なお、1次審査において、2次審査対象に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と順位を参加表明書に記載された担当者のE-mailアドレスに電子メールで通知する。

イ 実施場所

大阪府泉大津市東雲町9番12号 泉大津市役所【予定】

ウ 時間配分

プレゼンテーションを30分以内、質疑応答を20分程度とする。

※企画提案者数により、プレゼン時間等を変更する場合もある。

エ 実施方法

(ア) 「7 企画提案書等の提出」の「(1) 提出書類・提出部数 ③」としてあらかじめ提出した企画提案書等の内容について、わかりやすく簡潔に説明すること。

(イ) 追加資料の配付及び投影は認めない。

(ウ) モニター及びプロジェクター（HDMI接続）を会場に設置するので、パソコン等の機器類（提出資料の電子データを含む）は、各企画提案者が持参すること。

(エ) 出席者は3名以内とし、原則として本業務に直接携わる担当者が説明すること。

(オ) プレゼンテーション時の資料はすべて社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこと。

(カ) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

オ 評価方法

(ア) 2次審査は、各委員の得点「企画提案項目②（満点：100点）」を合計した点数で評価し、総合点は、1次審査と2次審査の結果を合わせた得点とする。

(イ) 総合点の最も高い企画提案者（最優秀企画提案者）を委託候補者とする。ただし、総合点が満点の6割に満たない者は委託候補者として選定しない。

なお、最高点の者が複数の場合は、次の順で優位に評価するものとする。

1. 【企画提案項目①・②】の合計得点が高い者
2. 【基本項目】の合計得点が高い者
3. 【事務局算定項目】の合計得点が高い者
4. 提案価格が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

(ウ) 提案限度額を超える見積書を提出した者は評価を行わない。

カ 選定結果の通知・公表

選定結果については、令和8年5月下旬に「選定結果通知書」を担当者のE-mailアドレスに電子メールにて企画提案者に送付する。

また、上記の審査を経て委託候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザル審査の結果を泉大津市のホームページにおいて公開する。

なお、審査の内容及び結果に対する質問、異議は一切認めない。

9 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が提案限度額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、選定委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

10 契約について

(1) 契約方法

ア 選定委員会で選定された最も高い評価を得た企画提案者が、「コメEXPO in 泉大津 2026」企画・運営業務委託（随意契約）の委託候補者となる。

イ 業務委託契約の締結について、泉大津市が設定する提案限度額の範囲内で、委託候補者と交渉を行う。

ウ 委託候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は委託候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、泉大津市が設定する提案限度額の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

エ 締結交渉の結果、合意に至った場合は業務委託契約を締結する。

(2) 仕様書の確定、契約内容の調整

委託候補者と市が業務内容等の調整を行い、業務委託仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、

質疑回答書、企画提案書兼プレゼンテーション資料の内容に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

委託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出する。

(4) 業務委託契約書

別紙3 業務委託契約書（案）のとおり

(5) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。

ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止又は取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できない。

(3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製をすることがある。また、泉大津市情報公開条例(平成10年泉大津市条例第10号)に基づき請求があった場合は、公開の対象となる。

(4) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を令和8年5月13日（水）午後5時15分までに、事務局へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は無い。

12 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、以下のとおり。

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市 市長公室 成長戦略課

TEL 0725-33-1131（代）

E-mail senryaku@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和8年4月6日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。